＜改正後全文＞
社援発第 0331008 号
平成 20 年３月 31 日
【最終改正：令和８年３月 31 日社援発 0331 第 47 号】

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について

標記については、別紙のとおり定めることとしたので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領によることとされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の９第１項及び第３項の規定による処理基準であることを申し添える。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領

第１　世帯の認定

この通知における世帯とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「支援法」という。）第13条に定める特定中国残留邦人等（以下「特定中国残留邦人等」という。）及び１に定める特定配偶者等で構成される家族の単位を指す。同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

１　この通知において「特定配偶者等」とは次に掲げる者をいう。

(1)　支援法第14条第１項及び第３項の規定により支援給付を受けることができる特定配偶者

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第４条第１項の規定により支援給付を受けることができる配偶者

(3)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第２条の規定により支援給付を受けることができる配偶者

２　居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

(1)　出かせぎしている場合及び就労のため他の土地に寄宿している場合

(2)　病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。３の（４）（エを除く。）及び（５）並びに第２の２において同じ。）している場合

(3)　職業能力開発校等に入所している場合

(4)　その他（１）から（３）までのいずれかと同様の状態にある場合

３　同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差し支えないこと。

ただし、これらのうち（２）、（４）、（５）、（６）及び（７）については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施する

こと。また、（５）又は（６）に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、（５）又は（６）に該当する者とともに分離の対象として差し支えない。

⑴ 支援給付を必要とする者（以下「要支援者」という。）が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあっては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が支援給付を必要とする世帯（以下「要支援世帯」という。）となる場合に限る。）

⑵ 支援給付を要しない者が支援給付を受けている世帯（以下「被支援世帯」という。）に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）

⑶ 要支援者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合であって、当該要支援者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。）

⑷ 次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア　６か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。）

イ　出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに１年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。）

ウ　ア又はイに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３７条の２若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３０条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

エ　イ又はウに該当することにより世帯分離された者が退院若しくは退所後６か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。）

⑸ （４）のア、イ及びエ以外の場合で、６か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。）

⑹ 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合で

あって、結婚、転職等のため１年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

(7) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（支援給付を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となるときに限る。）

第２　実施責任

支援給付の実施責任は、要支援者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要支援者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していることが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

１　生活保護を受給していた者が新たに支援給付へ移行したとき（保護の廃止と同時に転居する場合を除く。）は、当該保護の廃止時点における保護の実施機関が引き続き支援給付の実施責任を負う。なお、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村において保護の実施機関と支援給付の実施機関が異なる場合においては、当該保護の実施機関を所管する都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村における支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負う。

２　居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する支援給付の実施機関が、支援給付の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。

(1) 支援給付を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療支援給付若しくは介護支援給付又は入院若しくは入所に伴う生活支援給付の適用について、支援給付の申請又は支援給付の申請権者からはじめて支援給付の実施機関に連絡のあった時点における、要支援者の現在地（ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する支援給付の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに支援給付の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。）を所管する支援給付の実施機関が、支援給付の実施責任を負うこと。

⑵　入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する支援給付の実施機関が、支援給付の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこと。

⑶　（２）のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失い、又は入院若しくは入所後（入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後）３か月以内に入院又は入所を原因として居住地を失った者（入院又は入所後３か月を経過した後において支援給付の申請をした者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。）については、入院又は入所前の居住地を所管する支援給付の実施機関が、支援給付の実施責任（現在地保護の例による。）を負うこと。

３　居住地のない支援給付を受けている者（以下「被支援者」という。）又は要支援者について、支援給付の実施機関が所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合（支援法による医療支援給付を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に支援給付の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。）には、当該医療の継続中従前の支援給付の実施機関が、なお支援給付の実施責任（２の（２）に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

４　居住地のない介護老人保健施設又は介護医療院入所者であって、支援法による介護支援給付を適用されている被支援者が、当該支援給付の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護支援給付の継続中従前の支援給付の実施機関が、なお支援給付の実施責任（２の（２）に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

５　単身の被支援者（入所と同時に支援給付を開始される者を含む。）が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の支援給付の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の支援給付の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における支援給付の実施機関にあるものとすること。

６　保護施設及び日常生活支援住居施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中（保護施設通所事業については１年以内に限る。）、当該施設に入所していたときの支援給付の実施機関

が引き続き支援給付の実施責任を負うこと。

７　被支援者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の支援給付の実施機関が従前どおり支援給付の実施責任を負うこと。

８　老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が支援給付を開始されるときのその者に対する支援給付の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し支援給付の実施責任を負う支援給付の実施機関にあるものとすること。

９　支援給付を受けていない介護老人福祉施設入所者から支援給付の申請があった場合のその者に対する実施責任は、入所前の居住地又は現在地を所管する支援給付の実施機関にあるものとすること。なお、令和７年３月 31 日以前に介護老人福祉施設に入所していた者については、従前のとおり、当該施設所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うこと。

ただし、第１の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。

10　被支援者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の支援給付の実施機関が従前どおり支援給付の実施責任を負うこと。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、１３の（１）の取扱いに拠らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

11　（削除）

12　支援法第１４条第４項においてその例によるとされた生活保護法（以下「生活保護法」という。）第１８条第２項第１号の規定の例により、死亡した被支援者の葬祭を行う者に対する葬祭支援給付の実施責任は、死亡した被支援者に対する支援給付の実施機関が負うものとすること。

13　居住地又は現在地の認定は次によること。

⑴　第１の２によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。

⑵　（１）の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が

明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。

なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。

(3) 刑務所より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときはその帰住地を現在地とみなすこと。

(4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負い、現在地支援を行うこと。

ただし、下記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差し支えない。

ア 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」による女性自立支援施設又は女性相談支援センターの行う一時保護の施設

イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による女性相談支援センターが自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

第３　資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

① その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの

② 現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの

③ 処分することができないか、又は著しく困難なもの

④ 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの

⑤ 社会通念上処分させることを適当としないもの

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。

ただし、保有の限度をこえる資産であっても、上記③から⑤までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要支援者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わ

せるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

1　土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要支援世帯向け不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア　当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第５２条及び第５３条に規定する必要な面積のもの

イ　農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア　当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ　当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね３年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

(3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。

ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア　事業用（植林事業を除く。）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ　当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね３年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

2　家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要支援世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

⑵ その他の家屋

ア　事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ　貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要支援給付推定期間（おおむね３年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

３　事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

⑴ 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。

⑵ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね１年以内（事業用設備については３年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

４　生活用品

⑴ 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

⑵ 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

⑶ 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

⑷ その他の物品

ア　処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ　ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

５　判断規準

１の（１）の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び２の（１）の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。

第４　扶養義務の取扱い

要支援者に支援給付における扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要支援者を指導すること。

また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を支援給付に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

１　扶養義務者の存否の確認について

⑴　支援給付の申請があったときは、要支援者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要支援者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア　絶対的扶養義務者

イ　アを除く３親等以内の親族のうち、実際に家庭裁判所において扶養義務創設の審判がなされる蓋然性が高い、次のような状況にある者

(ｱ)現に当該要支援者又はその世帯に属する者を扶養している者

(ｲ)過去に当該要支援者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

⑵　扶養義務者の範囲は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）（以下「生活保護法実施要領」という。）第５の１の（２）と同じであること。

⑶　扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

２　扶養能力の調査について

⑴　１により把握された扶養義務者のうち同居している者については、第７によりその収入を把握すること。

⑵　その他の扶養義務者については、その職業、収入等につき要支援者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては金銭

的な扶養の可能性のほか、被支援者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

⑶　（２）のうち夫婦の関係にある者については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

ア　調査対象者が支援給付の実施機関の管内に居住する場合には実地につき調査すること。

　調査対象者が支援給付の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する支援給付の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、調査対象者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する支援給付の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

　なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ　調査は、調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要支援者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ　アの調査依頼を受けた支援給付の実施機関は、原則として３週間以内に調査の上回答すること。

エ　調査に際しては、調査対象者に要支援者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

⑷　（２）のうち特定中国残留邦人等本人の直系卑属の関係にある者であって扶養の可能性が期待できる者については実施機関側から直接照会する方法はとらず、要支援者本人に対し当該扶養義務者からの扶養及びその他の支援を求めるよう指導すること。

⑸　（２）のうち夫婦の関係にある者及び特定中国残留邦人等本人の直系卑属の関係にある者以外の者であって扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。

ア　調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差し支えないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ　実施機関において調査対象者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ　照会の際には要支援者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要支援者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

⑹ 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要支援者と扶養義務者との関係が一義的であるので、⑷以外の場合においても、要支援者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

⑺ 扶養の程度は、次の標準によること。

ア　夫婦関係（第１の３の（４）のイ若しくはエ又は同（７）に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。）においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ　第１の３の（４）のイ若しくはエ又は同（７）に該当することによって世帯分離された夫婦並びに直系血族、兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

⑻ 扶養の程度の認定にあたっては、次の事項に留意すること。

ア　扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ　扶養義務者が要支援者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

３　扶養義務者への通知について

支援給付の開始申請をした要支援者について、支援給付の開始の決定をしようとする場合で、要支援者の扶養義務者に対する扶養能力の調査によって、生活保護法第７７条第１項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要支援者の氏名及び支援給付の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要支援者に支援給付の開始の決定をするまでの間に通知すること。

ただし、扶養義務者のうち要支援者の直系卑属の関係にある者については、第４の２の（４）の規定の趣旨を踏まえ、要支援者本人を通じて通知すること。

４　扶養の履行について

⑴ 扶養能力の調査によって、要支援者の扶養義務者のうち、生活保護法第７７条第１項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、書面により履行しない理由について報告を求めること。

ただし、扶養義務者のうち要支援者の直系卑属の関係にある者については、第４の２の（４）の規定の趣旨を踏まえ、要支援者本人を通じて報告を求めること。

⑵ 夫婦関係にある者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要支援者にその申立てを行わせることが適当でないと判断されるときは、社会福祉主事が要支援者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

⑶ （２）の場合において、必要があるときは、（２）の手続の進行と並行してとりあえず必要な支援給付を行い家庭裁判所の決定があった後、生活保護法第７７条の規定の例により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、支援給付に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、生活保護法第７７条の規定の例による費用徴収を行うにあたっては、扶養権利者が支援給付を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

⑷ 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、扶養能力の調査を行い、必要に応じて（１）の報告を求めたうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、夫婦関係にある者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年１回程度は行うこと。

第５　他法他施策の活用

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

１　身体障害者福祉法
２　児童福祉法
３　知的障害者福祉法
４　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
５　老人福祉法
６　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
７　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
８　災害救助法
９　農業保険法
10　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

11　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
12　（削除）
13　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
14　公害健康被害の補償等に関する法律
15　特別支援学校への就学奨励に関する法律
16　健康保険法
17　厚生年金保険法
18　恩給法
19　各共済組合法
20　雇用保険法
21　労働者災害補償保険法
22　石綿による健康被害の救済に関する法律
23　国民健康保険法
24　国民年金法
25　高齢者の医療の確保に関する法律
26　介護保険法
27　児童扶養手当法
28　特別児童扶養手当等の支給に関する法律
29　児童手当法
30　戦傷病者戦没者遺族等援護法
31　未帰還者留守家族等援護法
32　引揚者給付金等支給法
33　自動車損害賠償保障法
34　墓地、埋葬等に関する法律
35　（削除）
36　母子及び父子並びに寡婦福祉法
37　母子保健法
38　学校保健安全法
39　生活福祉資金
40　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
41　年金生活者支援給付金の支給に関する法律

第６　最低生活費の認定

最低生活費は、要支援者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別な需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

①　経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要支援者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被支援者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべて賄うべきものであること。

実施機関は、支援給付の実施にあたり、被支援者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。

②　臨時的最低生活費（一時支援給付）

臨時的最低生活費（一時支援給付）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被支援者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時支援給付の認定にあたっては、十分留意すること。

ａ　出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

ｂ　日常生活の用を弁ずることができない長期療養者について臨時的に生じた特別需要

ｃ　新たに支援給付開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

ｄ　（削除）

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。

１　級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、２（一般生活費）に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとすること。

⑴　葬祭支援給付については、葬祭地の級地基準によること。

⑵　旅先等で急迫支援給付を必要とする場合は、当該要支援者の現在地の級地基準によること。

２　一般生活費

⑴　基準生活費

ア　傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者が世帯員にいる場合であって、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「生活保護法の基準」という。）別表第１第１章の１の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に 1.3 を乗じて得た額（当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、当該端数を 10 円に切り上げた額とする。）の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、支援給付受給中の者について、冬季加算認定期間（各地区区分ごとに設定されている冬季加算を認定する期間をいう。）における月の中途で新たに冬季加算に係る特別基準を認定し、又は認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から当該特別基準の認定変更を行うこと。

ただし、月の中途で支援給付開始となった場合又は支援給付廃止となった場合など、冬季加算について日割計算により認定する場合は、冬季加算に係る特別基準についても日割計算により認定を行うこと。

イ　同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（支援給付受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の中途で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、生活保護法の基準別表第１第１章の３に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

ウ　同一の月において救護施設等基準生活費（生活保護法の基準別表第１第１章の２に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。）と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

エ　救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

ただし、居宅基準生活費を算定されている者が、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省発社援第 0331011 号厚生労働事務次官通知）に基づき救護施設等に一時入所する場合、当該一時入所期間中については、居宅基準生活費の変更は要しないものとすること。

オ　イからエまでによるほか、出かせぎ等により１か月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

カ　入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第１類の経費については、生活保護法の基準別表第１第１章の１の第１類の表に定める基準額（以下「第１類費基準額」という。）に０．２５を乗じて得た額に次の表による年齢に応じた額を加えた額を計上すること。また、この期間中に算定される保護の基準別表第１第１章の４で定める特例加算については、月額1,000円を計上すること。

病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る経過的加算額（月額）

	１級地－1	１級地－2	２級地－1	２級地－2	３級地－1	３級地－2
0～2歳	2,330	860	0	0	0	0
3～5歳	3,540	2,020	450	0	0	0
6～11歳	4,940	3,210	1,590	0	0	0
12～17歳	6,440	4,230	2,560	890	0	0
18・19歳	6,020	4,910	3,110	510	0	0
20～40歳	5,610	4,420	2,740	160	0	0
41～59歳	5,150	4,180	2,310	0	0	0
60～64歳	4,680	3,530	1,890	0	0	0
65～69歳	6,420	5,540	2,000	360	0	0
70～74歳	4,560	2,890	1,240	0	0	0
75歳以上	5,070	4,540	2,760	0	0	0

キ　入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時支援給付費又は各種加算については、その期間当該被支援者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク　オにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ケ　救護施設等基準生活費（期末一時支援給付費及び各種加算を含む。）は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、２級地又は３級地に所在する保護施設に入所している者について、１級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差し支えないこと。

コ　オにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、生活保護法の基準別表第１第１章の１の第２類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯人員１人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、第６の２の（３）のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

サ　（削除）

シ　（削除）

(2) 加算

ア　妊産婦加算

(ｱ) 妊産婦加算の計上は、届出によって行うものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は支援給付の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行うこと。

(ｲ) 支援給付受給中の者につき、妊娠月数が月の中途で変わる場合にはその翌月から妊婦加算の額の変更を行うこと。

(ｳ) 産婦加算を行う期間は、専ら母乳によって乳児をほ育する産婦については６か月間とし、その他の者については３か月間とすること。

(ｴ) （ウ）の規定にかかわらず、支援給付受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行い、翌月から５か月間（専ら母乳によって乳児をほ育する産婦以外の者については２か月間）を限度として産婦加算を行うこと。

(ｵ) 妊娠４か月以後において人工妊娠中絶を行った場合及び死産（妊娠４か月以後の死児の出産）の場合には、３か月間（支援給付受給中の者については翌月から２か月間）産婦加算を行うこと。

(ｶ) 妊婦又は産婦から支援給付の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行うこと。

イ　障害者加算

(ｱ) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(ｲ) 身体障害者手帳、国民年金証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、支援給付の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ｳ) 支援給付受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。

　ただし、生活保護法の基準別表第１第２章の２の（５）にいう障害者加算を行うべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行って差し支えないこと。

(ｴ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

　なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(ｵ) 介護人をつけるための費用が、生活保護法の基準別表第１第２章の２の（５）によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第１に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他

人による介護を要すると認められるときは、１１３，７４０円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ　介護施設入所者加算

月の中途で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、（４）に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

エ　在宅患者加算

(ｱ) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行って差し支えないこと。

(ｲ) 結核患者であって現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長６か月の期間ごとに行うこと。

(ｳ) 支援給付受給中の者について、月の中途で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

オ　放射線障害者加算

(ｱ) 支援給付受給中の者について、月の中途で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(ｲ) 生活保護法の基準別表第１第２章の５の（１）のイ及び（２）のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、支援給付の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の支援給付適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。

ａ　認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業

ｂ　（１）のイ又は（２）のイの別

ｃ　負傷又は疾病の名称

ｄ　放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過

ｅ　放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要

ｆ　放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

カ　児童養育加算

支援給付受給中の者について、月の中途で新たに児童養育加算（児童養育加算に係る経過的加算を含む。）を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事

由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

キ　介護保険料加算

(ｱ) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。

(ｲ) 介護保険料が年金から特別徴収される場合には、特別基準の設定があったものとして、当該徴収額を当該年金の支給月から次回の支給月の前月までの各月に分割して介護保険料加算を認定すること。

(ｳ) 月の中途で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。

ク　母子加算

(ｱ) 生活保護法の基準別表第１第２章の８に規定する母子加算に係る経過的加算について、同一の者が生活保護法の基準別表第１第２章の８の（２）のア及びイの要件をすべて満たす場合は、いずれか高い加算の額を計上すること。

(ｲ) 生活保護法の基準別表第１第２章の８の（３）にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができない場合をいうものであること。

ａ　父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合

ｂ　父母の一方又は両方が引き続き１年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合

ｃ　父母の一方又は両方がおおむね１年以上（船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね３か月以上）にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き１年以上遺棄していると認められる場合

ｄ　父母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１０第１項の規定による命令を受けた場合

(ｳ) 支援給付受給中の者について、月の中途で新たに母子加算（母子加算に係る経過的加算を含む。以下同じ。）を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(ｴ) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかか

る加算の額を計上すること。

(ｵ) 児童のみで構成されている世帯については原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされないため、その世帯における兄又は姉等が弟等の養育に当たらなければならない場合は、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額(ただし、加算を受ける者については、児童として取扱わないこと)を加算して差し支えないこと。

(ｶ) 母子加算を受ける者が長期（おおむね１年以上）にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき又は他に養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差し支えないこと。

ケ　重複調整等　告示別表第１第２章－９重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち２の（４）又は（５）に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が２人以上の場合に児童１人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

ア　病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、保護の基準別表第１第３章の１の（４）に定める特例加算及び１２月における期末一時支援給付費は算定するものとすること。

イ　入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、第１類費基準額に０．７５を乗じて得た額及び生活保護法の基準別表第１第１章の１の第２類の表に定める基準額に０．２を乗じて得た額、保護の基準別表第１第３章の１の（４）特例加算（同章の１及び２により算定される額に世帯人員一人につき加える月額 15,000 円）及び次の表による年齢に応じた額の合計額（１２月においては、当該合計額に期末一時支援給付費を加えた額）とすること。

入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費に係る経過的加算額（月額）

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
0～2歳	0	0	0	0	0	0

3～5 歳	0	0	0	0	0	0
6～11 歳	0	0	0	0	0	0
12～17 歳	0	0	0	0	0	0
18・19 歳	0	0	0	0	0	0
20～40 歳	0	0	0	0	0	0
41～59 歳	0	0	0	0	0	0
60～64 歳	0	0	0	0	0	0
65～69 歳	0	0	0	0	0	0
70～74 歳	0	0	0	0	0	0
75 歳以上	0	0	0	190	0	0

ウ　支援給付受給中の者（生活保護から支援給付に移行する場合を含む）について、入院期間が１か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとすること。

エ　支援給付受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとすること。

オ　支援給付の開始された日（生活保護から支援給付に移行する場合を除く）又は支援給付を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ　救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ　入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行うこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク　入院患者日用品費は、原則として生活保護法の基準別表第１第３章の１の（１）の基準額の全額（精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の８５パーセントを標準として必要な額）を計上すること。

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア　介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、保護の基準別表第１第３章の２の（４）に定める特例加算及び１２月における期末一時支援給付費は算定するものとすること。

イ　支援給付受給中の者が月の中途で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月（入所の日が月の初日のときは当該月）から計

上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとすること。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ　支援給付の開始された日又は支援給付を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ　救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ　介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割り計算により行うこと。

ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ　介護施設入所者基本生活費は、原則として生活保護法の基準別表第１第３章の２の（１）の基準額の全額を計上すること。

⑸ 被服費

ア　被支援者が次のいずれかに該当する場合であって、第６の総論前段に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、（ア）から（ウ）までの場合においては、現物給付を原則とすること。

⑺ 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

ａ　支援給付開始時

ｂ　長期入院・入所後退院・退所した場合

ｃ　犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区　分	金　額
再生によることができる場合	１組につき１５，３００円
新規に購入を必要とする場合	１組につき２２，５００円

⑴ 支援給付開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者一人当たり１５，８００円以内

⑺ 災害にあい、災害救助法第４条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合

世帯人員別	金　額	
	夏季 （４月から９月まで）	冬季 （10 月から３月まで）
２人まで	２２，５００円以内	４０，３００円以内
４人まで	４２，８００円以内	６８，２００円以内
５人	５５，０００円以内	８６，８００円以内
６人以上１人増すごとに加算する額	８，０００円以内	１１，９００円以内

(ｴ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合　５８，４００円以内

(ｵ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合　４，９００円以内

(ｶ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合　月額　２６，４００円以内

イ　布団類の支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類の保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第一に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

(6) 家具什器費

ア　炊事用具、食器等の家具什器

被支援世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、第６の総論に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、３６，７００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、５８，４００円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。

（ア）支援給付開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

（イ）単身の被支援世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせのないとき。

（ウ）災害にあい、災害救助法第４条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

（エ）転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

（オ）犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ　暖房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、３１，０００円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被支援者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、ＦＦ式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が３１，０００円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、７８，０００円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ　冷房器具

被支援世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該支援世帯に属する被支援者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、７８，０００円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を設定して差し支えないこと。

エ　支給方法

アからウまでの場合においては、収入充当順位にかかわりなく、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

なお、これらの家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、アからウまでとは別に特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないこと。

(7) 移送費

ア　移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、（カ）又は（ク）において別に定めるもののほか、日本国内における必要最少限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。

この場合、（ア）に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、（イ）、（ウ）、（キ）若しくは（ケ）に該当する場合であって付添者を必要とするときは、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(ｱ) 要支援者を支援給付の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ｲ) 被支援者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(ｳ) 被支援者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(ｴ) （ウ）に掲げる施設等に入所している被支援者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被支援世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(ｵ) 被支援世帯員又は同居している被保護者のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最少限度の連絡を要する場合

(ｶ) 被支援者（その委託による代理人を含む。）が、当該被支援者の配偶者、三親等以内の血族若しくは二親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差し支えない。

(ｷ) 被支援者が、配偶者、三親等以内の血族若しくは二親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(ｸ) 被支援者が転居する場合又は住居を失った被支援者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最少限度の額を認定して差し支えない。

(ｹ) 被支援者が出産又は妊婦検診（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 226 号）に基づき公費負担の限度となっている回数に限る）のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合

(ｺ) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被支援給付世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(ｻ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活

動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する２泊３日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(ｼ) 被支援者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

(ｽ) 被支援者が参加する地域生活支援プログラムの交通費の年間上限額を超える交通費は、超過額について実施機関が必要と認めた最小限度の額を認めて差し支えない。

(8) （削除）

(9) その他

ア　配電設備費

(ｱ) 被支援者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、生活保護法の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、生活保護法の基準別表第３の１の基準額に１．５を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えない。

(ｲ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるように指導すること。

イ　水道、井戸又は下水道設備費

(ｱ) 被支援者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆んどの世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被支援者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（屎尿を除く。）処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、生活保護法の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差し支えない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、生活保護法の基準別表第３の１の基準額に１．５を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定にあたっては水道又は井戸の設備費のそれぞれを比較して廉価なものを設備すること。

(ｲ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分に検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ｳ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては極力これを受けるように指導すること。

ウ　液化石油ガス設備費

(ｱ) 被支援者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、生活保護法の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、生活保護法の基準別表第３の１の基準額に１．５を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えない。

(ｲ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分に検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ｳ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるように指導すること。

エ　家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被支援者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被支援者になったときは、被支援者になった時。以下同じ。）後１年間を限度として月額１４，０００円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差し支えないこと。ただし、明らかに入院又は入所後１年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において支援給付の実施要領第６の３の（１）のエの（ア）により住宅費が認定されている場合には、１２か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ　家財処分料

借家等に居住する単身の被支援者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院若しくは入所し、又は有料老人ホーム若しくはサービス付き高齢者向け住宅に入居し、入院若しくは入所又は入居見込期間（入院又は入所後に被支援者となったときは、被支援者になった時から）が６か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差し支えない。

カ　妊娠定期検診料

妊娠した被支援者が、妊娠期間中（妊娠後に被支援者となったときは、被支援者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができ

ず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

キ　不動産鑑定費用等

支援給付の申請を行った者又は支援給付受給中の者が、要支援世帯向け不動産担保型生活資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

ク　除雪費

豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第　73 号）第２条第１項に規定する豪雪地帯をいう。３の⑵のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（３の⑵のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに３４，０００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

３　住宅費

⑴　家賃、間代、地代等

ア　生活保護法の基準別表第３の１の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合（当該住宅の借受人が同居している者名義の場合も含む）、又は居住する住居が自己の所有（同居している者名義のものも含む）に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ　月の中途で支援給付開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、１か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ　被支援者が真に必要やむを得ない事情により月の中途で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につきそれぞれ１か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

エ　入院患者がある場合等の住宅費の取扱い

⑺　単身の者（被支援者単身の世帯に属する者であって、支援給付の受給対象ではない者と同居している者を含む。以下同じ。）が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所（入院入所後に被支援者になっ

たときは、被支援者になった時。以下この項において同じ。）後６か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後６か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所後における病状の変化等により６か月を超えて入院入所することが明らかとなった場合であっても、その時から３か月以内に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に３か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(ｲ) （ア）以外の場合であって、支援給付受給中の単身者が月の中途で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、１か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差し支えないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前１か月を限度として１か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差し支えないこと。

オ　生活保護法の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち級地区分に対応した世帯人員が１人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（カからクまでにおいて「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人以上
1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8

カ　被支援者が転居に際し、敷金等を必要とする場合は、オに定める特別基準額に３を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。ただし、近い将来支援給付の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ　支援給付開始時において、安定した住居のない要支援者（支援給付の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合は、オに定める特別基準額に３を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。（住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。）。

ク　被支援者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

⑵ 住宅維持費

ア　生活保護法の基準別表第３の１の補修費等住宅維持費は被支援者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること。

　なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ　家屋の修理又は補修その他維持に要する費用（エにより認定された額を除く。）が生活保護法の基準別表第３の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に１．５を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ　災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわりなく被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差し支えないこと。

エ　豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い、雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき生活保護法の基準別表第３の１に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えないこと。

４　医療費

　指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通知等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

５　介護費

　指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最小限度の実費の額を計上すること。

６　出産費

⑴　出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が生活保護法の基準別表第６により難いこととなったときは、生活保護法の基準別表第６の１について、３８８，０００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

⑵ 双生児出産の場合は、生活保護法の基準別表第６の１について、基準額（（１）の要件を満たす場合は、３８８，０００円）の２倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

⑶ 病院、診療所、助産所その他の者であって、健康保険法施行令第３６条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると支援

給付の実施機関が認めるときは、生活保護法の基準別表第６の１又は本通知第６の６（１）に定める額に加え、３０，０００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、健康保険法施行令第３６条第１号に規定する保険契約に関し被支援者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。

７　生業費、技能修得費及び就職支度費

⑴ 生業費

ア　専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被支援者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとすること。

なお、生業費として認められる経費が生活保護法の基準別表第７の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、７８，０００円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

イ　同一世帯に属する２人以上の者から同時に別個の生業計画により２件以上の申請があった場合には、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業支援給付を適用して差し支えないこと。

ウ　世帯を異にする２人以上の者から共同の出資事業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業支援給付を適用して差し支えないこと。

エ　支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

⑵ 技能修得費

ア　技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能習得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被支援者に対して、技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能習得状況の経過を把握し適切な助言指導を行うこと。

(ｱ) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被支援者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとすること。

(ｲ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第２条第１項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が２年をこえる場合であっても、その期間１年につき生活保護法の基準別表第７の１に規定する額の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ｳ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、及び資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が生活保護法の基準別表第７の１によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、１５４，０００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(ｴ) 上記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成１７年３月３１日付け社援発第０３３１００３号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被支援者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、１年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額２４６，０００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(ｵ) 当分の間、つぎのいずれかに該当する技能習得手当等を受けている被支援者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわりなく技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、ｂに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

ａ　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当

ｂ　職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるａに準ずる技能習得手当

(ｶ) 被支援者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわりなく技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でないと認められるときは、上記の取扱いによらず、一般基準額又は(ｲ)若しくは(ｳ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

(ｷ)（ウ）による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、３８０，０００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとすること。

ａ　生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

ｂ　自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

ｃ　雇用保険法第６０条の２に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

イ　高等学校等就学費

(ｱ) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、支援給付開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(ｲ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、支援給付開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(ｳ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びＰＴＡ会費等（以下「学級費等」という。）として学校に納付する場合であって、生活保護法の基準別表第７に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額２，１７０円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(ｴ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購

入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。

また、正規の教材の利用に必要な額とは、ＩＣＴを活用した教育にかかる通信費であること。

(ｵ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、１１８，２００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

また、生徒が次のａからｃまでのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん（以下この（ｵ）において「制服等」という。）の買い換えが必要であると支援給付の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

ａ　制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合

ｂ　制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合

ｃ　制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合

(ｶ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(ｷ) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、３６，５００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、上記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差し支えない。

(ｸ) 高等学校等に通学する生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合は、１学年ごとに生活保護法の基準別表第７に規定する学習支援費（年間上限額）の項に規定する額（以下この（ｸ）において「年間上限額」という。）の範囲内において、必要の都度、必要な額を認定すること。

また、上記の課外のクラブ活動に要する費用について、合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となることにより、年間上限額によりがたい場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、１学年ごとに、年間上限額に換えて、年間上限額に１．３を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(ｹ) 高等専門学校に就学している場合であって、第４学年及び第５学年に該当する場合は、授業料として、年額４５７，２００円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。なお、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第８条第１項による授業料等減免を受けた場合は、同法による授業料減免を受けなかった場合において必要な額として認定される額から、実際に授業料減免を受けた額を差し引いた額を必要な額として認定されたい。

(3) 就職支度費

ア　就職の確定した被支援者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。

また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。

イ　就職に向けた求職活動のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用について、支援給付の実施機関において必要があると認められる場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。なお、地方公共団体等が洋服類、履物等の無償貸与の取組を実施しており、当該被支援者が利用できるときは、必要に応じて活用を検討すること。

ウ　なお、同一の被支援者に対して、必要があると認められる場合には、ア及びイそれぞれを認定して差し支えないが、洋服類、履物等の購入費用の合計額は基準額の範囲内とすること。

８　葬祭費

(1) 小人の葬祭に要する費用が生活保護法の基準別表第８の１の小人の基準額をこえる場合であって、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、生活保護法の基準別表第８の１の基準額について大人の基準を特別基準の設定があったものとして適用して差し支えない。

(2) 生活保護法第１８条第２項第１号の規定の例に該当する死者に対し葬祭を行う場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算及び（１）により特別基準の設定があった場合を含む。）に１，０００円を加算した額を特別基準の設定があったものとして、計上して差し支えないこと。

(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が５，３５０円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算並びに（１）及び（２）により特別基準の設定があった場合を含む。）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差し支えないこと。

(4) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があったものとして計上して差し支えないこと。

⑸ 妊娠４か月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差し支えないこと。

９　特別基準の設定による費用

⑴ 特別基準の設定があったときは、その額のとおり計上すること。

⑵ 特別基準の設定があったものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、⑶によること。

ア　特別基準設定による費用の認定

実施機関は、支援給付の趣旨に基づいて判断した結果、当該被支援世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

イ　特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

ウ　他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であって当該特別需要をみたすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

エ　扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時の援助の有無について、あらためて調査すること。

オ　迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事後処理にならないよう厳に留意すること。

⑶ 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して認定すること。

ア　支援給付台帳

イ　支援給付決定調書

ウ　その他生活の現況、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料

エ　計画書、見積書等

(ｱ) 障害者加算：障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書（標準的な週における介護内容が確認できる書面）、領収書（更新時）

(ｲ) 配電、水道、井戸または下水道設備費：設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討

(ｳ) 敷金等：転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面

(ｴ) 住宅維持費：補修計画書、図面、写真、経費見積書

(ｵ) 生業費、技能修得費：生業（技能修得）計画書、経費見積書

(ｶ) 支援給付の重複支給：理由申立書、関係官署の証明書
(ｷ) 治療材料：医師の診断書、医師の意見書、経費見積書

(4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供すること。

第７　収入の認定

１　収入に関する申告及び調査

(1) 被支援者の収入は毎年６月に前年１年分の収入を申告させるほか、次のような場合に、申告を行わせること。

ア 支援給付の開始申請をしたとき

イ 厚生年金保険法、船員保険法、各種共済年金保険法、国民年金法による年金収入額又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律による給付金収入額に変動があったとき

ウ ３に定めるところにより、収入認定額を直近月（当月。これによることが適当でない場合は前月。以下同じ。）の収入を基に算定する必要が生じたとき

(2) 収入に関する申告は、収入の有無、種類、内容、収入を得た時期等について書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、これを提出させること。

(3) 収入の認定にあたっては、（１）（２）によるほか、当該世帯の預金、現金、動産・不動産等の資産の状況、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及び同居している者の収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。

２　収入額の認定の原則

収入の認定は月額によること。

３　認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア　勤労（被用）収入

(ｱ) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当、賞与等の収入総額を基に月額を算定し、その額から１５，０００円を減じた額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）から必要経費を控除した額を収入として認定すること。

(ｲ) 勤労収入を得るための必要経費としては、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を控除すること。

(ｳ) 収入額の月額の算定は次のとおり行うこと。

ａ　支援給付の開始時においては、原則として直近月の収入額を基に月額を算定すること。また、直近月に賞与を受領している場合については賞与の全額を加えて認定すること。これによることが適当でない場合は次の５月までの期間の範囲内（最大６か月以内とする）で分割した額を、加えて認定すること。

ｂ　被支援世帯については、毎年６月に前年１年分の収入総額（既に勤労による収入を得ていない場合については支援給付受給前に受領した額を除く）を１２で除した額を基に月額を算定すること。

ｃ　ｂの規定にかかわらず、被支援世帯から、当該収入の減少により生活維持が困難であるとの申し出があった場合（６月以外の月に申し出があった場合を含む）であって、真にやむを得ないと認められるときには、直近月の収入を基に月額を算定すること。なお、申告のあった月に賞与を受領した場合にはその全額を加えて認定すること。これによることが適当でない場合は次の５月までの期間の範囲内（最大６か月以内とする）で分割した額を、加えて認定すること。また、この場合、当該収入以外の収入（同居している者の収入を除く）についてもそれぞれの認定指針に基づき収入認定額を変更すること。

ｄ　ａ又はｃにより収入を認定した場合においては、以降次の６月までの間、当該収入が増加する都度申告を行わせ、申告に基づき収入認定額を変更すること。ただし、賞与を分割認定している場合にはその額を加えること。また、申告のあった月に賞与を受領した場合にはその全額を加えて認定すること。これによることが適当でない場合は次の５月までの期間の範囲内（最大６か月以内とする）で分割した額を、加えて認定すること。また、当該収入の減について申告があった場合においても、同様に取り扱うこと。

(ｴ) 収入については本人から申告させるほか、収入総額、及び各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明書を徴すること。ただし、給与証明書等を徴することを適当としない場合には、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等をもって、これに代えても差し支えないこと。

(ｵ) 収入の申告内容については課税台帳により確認すること。また、給与証明書等の内容に不備がある場合や証明書等の記載内容に疑義がある場合には、直接雇用主に具体的な内容を調査確認すること。

(ｶ) 社会保険の被保険者については、社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照合を行うこと。

(ｷ) （イ）にいう「労働組合費」は、当該労働組合の組合員の全員が、各月において徴収される組合費の実費をいうものであり、臨時に徴収されるものを含まないものであること。

イ　農業収入

(ｱ) 農業により収入を得ている者については、すべての農作物について調査し、そ

の収穫量に基づいて認定すること。

(ｲ) 農業収入を得るための必要経費としては、生産必要経費として、小作料、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）による掛金、雇人費、農機具の修理費、少額農具の購入費、納屋の修理費、水利組合費、肥料代、種苗代、薬剤費等についてその実際必要額を認定すること。

(ｳ) （イ）の生産必要経費のうち肥料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる比率（農林水産省農作物生産費調査による。）に準拠して各実施機関ごとに比率を認定したうえ、これを（エ）による収穫高に乗じて認定すること。

玄米（水稲）９％　小麦　２３％

玄米（陸稲）２６％　その他の農作物　２０％

(ｴ) 農業収入は次の算式により認定すること。

ａ　主食（米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地域の食生活の実態によること。）

収穫高＝販売価格×収穫量

収穫高－生産必要経費＝収入

（収入－１５，０００円）×０．７＝収入認定月額（１円未満の端数がある場合は切捨）

ｂ　野菜

販売価格×売却量＋自給量を金銭換算した額（生活保護法実施要領第８の１の（２）で定める別表「金銭換算表」の野菜の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

（収入－１５，０００円）×０．７＝収入認定月額（１円未満の端数がある場合は切捨）

(ｵ) 収入額の月額の算定は次のとおり行うこと。

ａ 支援給付の開始時においては、原則として直近の収入のあった月（１２か月以内のものに限る。以下同じ）の収入額を１２で除した額を基に月額を算定すること。

なお、開始申請時において既に農業による収入を得ていない場合については収入認定を行う必要はないものである。

ｂ 被支援世帯については、毎年６月に前年１年分の収入（既に農業による収入を得ていない場合については支援給付受給前に受領した額を除く）総額を１２で除した額を基に月額を算定すること。

ｃ ｂの規定にかかわらず、被支援世帯から、収入の減少により生活維持が困難であるとの申し出があった場合（６月以外の月に申し出があった場合を含む）であって、真にやむを得ないと認められるときには、直近の収入があった月の収入額を１２で除した額を月額として算定すること。この場合、当該収入以外の収入（同居している者の収入を除く）についてもそれぞれの認定指針に基づき収入認定額を変更すること。

ｄ ａ又はｃにより収入を認定した場合においては、以降次の６月までの間、当

該収入があった都度申告を行わせ、従来の収入認定額に新たな申告額を１２で除した額を加えた額により収入認定額を変更すること。なお、収入の認定は収入のあった月から起算して１２か月の範囲に限って行うこと。

(ｶ) 各実施機関ごとに管内の町村別、品目別、等級地別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

ウ　農業以外の事業（自営）収入

(ｱ) 農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額から必要経費を控除した額を基に月額を算定し、その額から１５，０００円を減じた額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を認定すること。

(ｲ) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間賃業であって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間賃代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

(ｳ) 収入額の月額の算定は次のとおり行うこと。

ａ 支援給付の開始時においては、原則として直近月の収入額を基に月額を算定すること。

ｂ　被支援世帯については、毎年６月に前年１年分の収入総額（既に事業による収入を得ていない場合については支援給付受給前に受領した額を除く）を１２で除した額を基に月額を算定すること。

ｃ ｂの規定にかかわらず、被支援世帯から、収入の減少により生活維持が困難であるとの申し出があった場合（６月以外の月に申し出があった場合を含む）であって、真にやむを得ないと認められるときには、直近月の収入を基に月額を算定すること。この場合、当該収入以外の収入（同居している者の収入を除く）についてもそれぞれの認定指針に基づき収入認定額を変更すること。

ｄ ａ又はｃにより収入を認定した場合においては、以降次の６月までの間、当該収入が増加する都度申告を行わせ、申告に基づき収入認定額を変更すること。また、当該収入の減について申告があった場合においても、同様に取り扱うこと。

(ｴ) 農業以外の事業収入のうち魚介による収入は、次の算式により認定すること。

売却量×販売価格＋自給量を金銭に換算した額（別表「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入（収入－１５，０００円）×０．７＝収入認定月額（１円未満の端数がある場合は切捨）

(ｵ) 養殖業等で年間の一時期のみの収穫で収入を得ている場合は、イの（オ）と同

様の方法で収入額を算定すること。

(ｶ) 収入については本人から申告させるほか、物品販売業、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業、修理及びサービス業については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業（大工、左官、植木職等）については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれ実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村税等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア　年金収入

(ｱ) 被支援者のうち特定中国残留邦人等本人が受給する厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法による年金については、その実際の受給額から必要経費を控除した額を基に月額を算定し、その額のうち当該特定中国残留邦人等の保険料納付済期間（国民年金法第５条第１項に規定する保険料納付済期間をいう。）の月数が４８０である場合に支給される同法第２７条本文に規定する老齢基礎年金の額の月額に相当する額を上回る額（以下「老齢基礎年金超過月額」という。）に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を認定すること。

(ｲ) 被支援者のうち特定中国残留邦人等の特定配偶者等が受給する厚生年金法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法による年金については、その実際の受給額から必要経費を控除した額を基に月額を算定し、その額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を収入として認定すること。

(ｳ) （ア）（イ）を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

(ｴ) 収入額の月額の算定にあたっては、原則として実際の受給額を受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して認定すること。また、当該年金について１年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を 12 で除した額を基に月額を算定して差し支えない。なお、この場合も、（ｱ）から（ｳ）の取扱いにより必要経費を控除した額を基に老齢基礎年金超過月額又は月額を算定し、その額に各々０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を収入として認定すること。

イ　年金以外の公的給付金等の収入

(ｱ) 失業保険金、その他の年金以外の公的給付金（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、実際の受給額から必要経費を控除した額を基に月額を算定し、その額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を収入として認定すること。

(ｲ) （ア）の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

(ｳ) 収入額の月額の算定は次のとおり行うこと。

ａ　支援給付の開始時においては、原則として直近の受給額を受給月から次回受給月の前月までの月数で除した額を基に月額を算定すること。なお、直近月において既に当該給付金等による収入を得ていない場合については、収入認定を行う必要はないものであること。

ｂ　被支援世帯については、毎年６月に前年１年分の収入総額（既に当該給付金等を得ていない場合については支援給付受給前に受領した額を除く）を１２で除した額を基に月額を算定すること。

ただし、児童手当法による児童手当については、児童手当を受給している年に収入認定を行うこととし、実際の受給額を受給月から次回の受給月の前月までの月数で除した額を当該期間の収入の月額として算定すること。

ｃ　ｂの規定にかかわらず、被支援世帯から、収入の減少により生活維持が困難であるとの申し出があった場合（６月以外の月に申し出があった場合を含む）であって、真にやむを得ないと認められるときには、直近の受給額を受給月から次回受給月の前月までの月数で除した額を基に月額を算定すること。この場合、当該収入以外の収入（同居している者の収入を除く）についてもそれぞれの認定指針に基づき収入認定額を変更すること。

ｄ　ａ又はｃにより収入を認定した場合においては、以降次の６月までの間、当該収入が増加する都度申告を行わせ、申告に基づき収入認定額を変更すること。また、当該収入の減について申告があった場合においても、同様に取り扱うこと。

ｅ　ｂの規定にかかわらず、転居等により、支援給付受給中の者に対し敷金が返還される場合は、当該月以降に収入として認定すること。ただし、支援給付の実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせること。なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅支援給付を行わないこと。

ｆ　ｂの規定にかかわらず、支援給付受給中の者に対し介護保険料の過払い分が還付される場合は、当該月以降に収入として認定すること。

ｇ　ｂの規定にかかわらず、年金生活者支援給付金については、原則として実際の受給額を受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して認定すること。また、当該給付金について１年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を 12 で除した額を基に月額を算定して差し支えない。

ウ　仕送り等の収入

(ｱ) 他からの仕送り（オに規定する場合を除く）、贈与等による金銭であって社会

通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、その実際の受領額から必要経費を控除した額を基に月額を算定し、その額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を認定すること。

(ｲ) 他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

(ｳ) （ア）又は（イ）の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

(ｴ) 収入額の月額の算定は次のとおり行うこと。

ａ　支援給付の開始時においては、原則として直近月の収入額を基に月額を算定すること。

ｂ　被支援世帯については、毎年６月に前年１年分の収入総額（既に仕送り等を受けていない場合については支援給付受給前に受領した額を除く）を１２で除した額を基に月額を算定すること。

ｃ　ｂの規定にかかわらず、被支援世帯から、収入の減少により生活維持が困難であるとの申し出があった場合（６月以外の月に申し出があった場合を含む）であって、真にやむを得ないと認められるときには、直近月の収入を基に月額を算定すること。この場合、当該収入以外の収入（同居している者の収入を除く）についてもそれぞれの認定指針に基づき収入認定額を変更すること。

ｄ　ａ又はｃにより収入を認定した場合においては、以降次の６月までの間、当該収入が増加する都度申告を行わせ、申告に基づき収入認定額を変更すること。また、当該収入の減について申告があった場合においても、同様に取り扱うこと。

エ　財産収入

(ｱ) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額から必要経費を控除した額を基に月額を算定し、その額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を認定すること。

(ｲ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他（ア）の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

(ｳ) 収入額の月額の算定は次のとおり行うこと。

ａ　支援給付の開始時においては、原則として直近月の収入額を基に月額を算定すること。

ｂ　被支援世帯については、毎年６月に前年１年分の収入総額（既に当該財産収入を得ていない場合については支援給付受給前に受領した額を除く）を１２で除した額を基に月額を算定すること。

ｃ　ｂの規定にかかわらず、被支援世帯から、収入の減少により生活維持が困難

であるとの申し出があった場合（６月以外の月に申し出があった場合を含む）であって、真にやむを得ないと認められるときには、直近月の収入を基に月額を算定すること。この場合、当該収入以外の収入（同居している者の収入を除く）についてもそれぞれの認定指針に基づき収入認定額を変更すること。

ｄ　ａ又はｃにより収入を認定した場合においては、以降次の６月までの間、当該収入が増加する都度申告を行わせ、申告に基づき収入認定額を変更すること。また、当該収入の減について申告があった場合においても、同様に取り扱うこと。

オ　同居している者の収入

(ｱ) 要支援世帯と同居している者（要支援世帯と同居している者を同一世帯とみなした場合において、生活保護法実施要領の定めるところにより世帯分離の要件を満たしていると認められる者を除く）の収入は、次の方法により同居している世帯の最低生活費及び収入認定額の月額を算定し、当該同居している世帯の最低生活費を超える収入認定月額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）について、要支援世帯の収入として認定すること。ただし、同居している世帯が被保護世帯である場合にあっては、生活保護制度により収入認定の措置が行われているため、改めて算定することを要しない。

ａ　最低生活費の算定方法

(a) 要支援世帯と同居している世帯を一つの世帯と見なした場合における最低生活費を算定する。ただし、同居している世帯の世帯員が入院・入所している場合であっても居宅基準生活費を計上する。また、同居している世帯にかかる医療費、介護費は算定しない。

(b) 要支援世帯の最低生活費を算定する。

(c) (a)－(b)の額を同居している世帯の最低生活費とする。

ｂ　収入認定月額の算定方法

(a) 原則として前年（１月～５月については前々年）の税法上の所得額から所得税、個人住民税、社会保険料の支払額を控除した額を１２で除した額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を収入認定月額とする。ただしこれによることが適当でない場合は、直近月の収入に１２を乗じて得た額を前年の収入とし算定する。

(b) (a)のただし書きにより収入を認定した場合においては、以降次の６月までの間、当該収入が増加する都度被支援者より申告を行わせ、申告に基づき収入認定額を変更すること。また、当該収入の減について申告があった場合においても、同様に取り扱うこと。

(ｲ) 同居している世帯の収入申告は年１回６月に行わせ、申告に基づき収入認定額を変更すること。また、申告にあたっては課税証明書、源泉徴収票等の必要資料の提出を求めるとともに、申告額の確認のため必要がある場合には課税調査を実

施すること。

カ　その他の収入

(ｱ) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（イ又は（３）のアの（エ）、（ケ）、（コ）若しくは（サ）に該当するものを除く）については、その実際の収入額を基に月額を算定し、その額が世帯合算額８，０００円を超える場合、その超える額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を収入として認定すること。

(ｲ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的な収入（（３）の（オ）、（カ）又は（キ）に該当する額を除く。）については、その実際の収入額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費を控除した額とする。）を基に月額を算定し、その額が世帯合算額８，０００円を超える場合、その超える額に０．７を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合は切捨）を収入として認定すること。

(ｳ) 収入額の月額の算定は次のとおり行うこと。

ａ　支援給付の開始時においては、原則として直近月の収入額から必要経費を控除した額を基に月額を算定すること。

ｂ　被支援世帯については、毎年６月に前年１年分の収入総額（支援給付受給前に受領した額を除く）を１２で除した額を基に月額を算定すること。

(3) 収入として認定しないものの取扱い

ア　次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

(ｱ) 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被支援者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

(ｲ) 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

(ｳ) 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のために当てられる額

(ｴ) 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のためにあてられる額

(ｵ) 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のためにあてられる額

(ｶ) 支援給付の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のために当てられる額

(ｷ) 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（（オ）に該当するものを除く。）

のうち当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のために当てられる額

(ｸ) 高等学校等就学している者の収入のうち、生活保護法の基準別表第７「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額（（ウ）から（キ）までに該当するものを除く。）

(ｹ) 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき８，０００円以内の額（月額）

(ｺ) 独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第１２条第１項第１０号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

(ｻ) 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又はこどもの日の行事の一環として支給される金銭

(ｼ) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）による弔慰金または戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）による特別弔慰金

(ｽ) 未帰還者に関する特別措置法（昭和 34 年法律第７号）による弔慰料（同一世帯内に同一の者につき（シ）を受けることができる者がある場合を除く。）

(ｾ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第 117 号）により支給される医療特別手当のうち４１，７６０円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

(ｿ) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）若しくは戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金又は戦傷病者等の妻の精神的苦痛に対して、国として特別の慰藉を行うために支給される戦傷病者等妻給付金

(ﾀ) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

ａ　障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第１０条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は１級に該当する者に支給される場合

３９，１５０円

障害の程度が公害障害等級表の２級に該当する者に支給される場合

１９，５８０円

障害の程度が公害障害等級表の３級に該当する者に支給される場合

１１，７８０円

ｂ　遺族補償費

３９，１５０円

(ﾁ)　国及び地方公共団体が実施する統計調査の調査対象となり、協力した際に謝礼として支給される金銭

(ﾂ)　児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）により支給を受けた児童手当のうちに同法第６条第３項の第三子以降算定額により算定した額に係る部分（以下「第三子以降児童手当」という。）がある場合にあっては、当該第三子以降児童手当のうち次に掲げる額

ａ　当該第三子以降児童手当に係る支給対象児童（児童手当法第６条第２項第３号に規定する支給対象児童をいう。ｂにおいて同じ。）であって 12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者の数に 15,000 円を乗じた額

ｂ　当該第三子以降児童手当に係る支給対象児童であって 12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した者の数に 20,000 円を乗じた額

(ﾃ)　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）により支給される妊婦支援給付金

(ﾄ)　支援法第１３条第３項の規定により特定中国残留邦人等に支給される一時金のうち保険料を拠出している場合に被支援者に直接支払われる額

(ﾅ)　親族訪問又は墓参等を目的とした特定中国残留邦人等、その特定配偶者等、特定中国残留邦人等死亡後の残された特定配偶者等及び同居している者（ただし、特定中国残留邦人等の属する世帯に同居していて、その収入が第７の３の（２）のオの最低生活費を下回る場合に限る。）の中国等への渡航費用として、支払いを受け、かつ、当該渡航費用に充てられるもの

(ﾆ)　支援法第１５条第１項に規定する配偶者支援金

イ　社会事業団体その他が被支援者に対して支給する金銭であって、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、アの（ア）として取り扱うことは認められないこと。

ウ　被支援者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取り扱い、処分すべきものがあれば、売却させてその収入を認定すること。

エ　貸付資金のうち当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて支援給付の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

(ｱ)　事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

(ｲ)　就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

(ｳ)　医療費又は介護等費貸付資金

(エ) 結婚資金

(オ) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金であって、次に掲げるもの

ａ　住宅資金又は転宅資金

ｂ　老人若しくは身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により被害を受けた者が、当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金

ｃ　配電設備又は給排水設備のための貸付資金

ｄ　国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

ｅ　日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

ｆ　厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金

オ　自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。

ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとすること。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差し支えない。

カ　エの承認又はオの収入として認定しない取扱いを行うに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

キ　アの（ケ）に掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

(ア) 社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

ａ　心身障害児（者）の福祉を図るために支給される金銭

ｂ　老人の福祉を図るために支給される金銭

ｃ　母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

ｄ　多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

ｅ　災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

ｆ　a～e までに掲げる金銭に準ずるもの

(イ)（ア）のｆの最終項に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対し（ア）のａからｆまでに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報

提供すること。

⑷ その他の必要経費

ア　次の経費については、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

(ｱ) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

(ｲ) 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費

(ｳ) 他法、他施策等による貸付金のうち当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のために当てられる額の償還金

(ｴ) 独立行政法人住宅金融支援機構の貸付金の償還金

(ｵ) 地方税等の公租公課

(ｶ) 健康保険の任意継続保険料

(ｷ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

(ｸ) 厚生年金の受給権を得たために支払う必要の生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還に充てるために必要な経費

イ　出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用につき控除を行う場合は、一般生活費又は住宅費の実際必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経費として認定すること。

ウ　就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対し受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

エ　貸付資金のうち当該被支援世帯又は同居している被保護者の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行われることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付を受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護等費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人若しくは身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が当該災害より生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金、国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金並びに厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金については、当該世帯の全収入）から控除して認定すること。

(ｱ) 国若しくは、地方公共団体により行われるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、医療費又は介護等費貸付資金については、支援給付の実施機関の承認のあったものに限ること。

(ｲ) （ア）以外の法人又は私人（絶対的扶養義務者を除く。）により貸し付けられ

たもののうち、貸付けを受けるについて支援給付の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても同様とする。

(ｳ) (ｱ)に該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて支援給付の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。

オ　独立行政法人住宅金融支援機構法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の額の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。

カ　次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行われるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金については、当該被支援世帯の自立更生のために当てられるものに限る。

(ｱ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付資金

(ｲ) 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金

(ｳ) 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金

(ｴ) 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保として、国民金融公庫から貸付けられる生業資金

(ｵ) 農林漁業金融公庫法に基づく農林漁業金融公庫の各種貸付資金

(ｶ) 開拓者資金融通法に基づく政府（地方農地事務局）の貸付資金

(ｷ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金

(ｸ) 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金

(ｹ) 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金

(ｺ) 住宅資金又は転宅資金であって、国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金

キ　生業資金の貸付けをうけた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなわれているときは、変更した事業によって得られる収入から償還金を控除して認定して差し支えないこと。

(5) 全額収入認定するものの取扱い

次に掲げる被支援者の収入については、その収入があった月において収入申告を行わせ、その月以降の月において、全額を一括して収入認定するものとする。

ア　平成２５年度の一般会計補正予算（第１号）における臨時福祉給付金給付事業費

補助金又は子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

なお、基準日以降に支援給付を受給開始又は再開し支援給付受給中に支援法第１４条第１項及び第３項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）附則第４条第１項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成２６年６月３日厚生労働省令第６７号）施行日（平成２６年６月３日）前に既に臨時福祉給付金等を支給された者については、平成２６年６月の収入申告に併せて申告させ、同年７月の支援給付額において、収入認定の調整を行われたい。

イ　平成２７年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

ウ　平成２７年度の一般会計補正予算（第１号）における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

エ　平成２８年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金又は年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

オ　平成 28 年度の一般会計補正予算（第２号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

なお、基準日以降に支援給付を受給開始又は再開し支援給付受給中に支援法第14条第１項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第４条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第２条第３項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成29年３月22日厚生労働省令第20号）施行日（平成29年３月22日）前に既に臨時福祉給付金を支給された者については、平成30年６月の収入申告に併せて申告させ、同年７月の支援給付額において、収入認定の調整を行われたい。

カ　平成30年度の一般会計補正予算（第２号）又は令和元年度の予算におけるプレミアム付商品券事業助成費を財源として市町村若しくは特別区又はプレミアム付商品券事業を行う団体が販売するプレミアム付商品券によるもの

なお、基準日以降に支援給付を受給開始又は再開し支援給付受給中に支援法第14条第１項、平成19年改正法附則第４条第１項及び平成25年改正法附則第２条第３項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和元年６月18日厚生労働省令第19号）施行日（令和元年10月１ 日）前に既に商品券を購入した者については、令和２年６月の収入申告に併せて申告させ、同年７

月の支援給付額において、収入認定の調整を行われたい。

第８　支援給付の決定

１　年齢改定

⑴　支援給付を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年１回４月１日に行うことができること。

⑵　４月１日に行う切替えは、３月３１日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行うこと。

２　支援給付の要否及び程度の決定

⑴　支援給付の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第７によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、支援給付の種類は、その収入充当額を、原則として、第１に衣食等の生活費に、第２に住宅費に、第３に生業費（高等学校等への就学に必要な経費）に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

⑵　要否判定及び程度の決定における収入認定額の算定方法は次のとおりとすること。

ア　支援給付の開始時においては、収入の種類ごとに第７の３の開始時の算定方法に従い収入認定額を算出すること。

イ　毎年６月の収入申告時においては、収入の種類ごとに第７の３の毎年６月における算定方法に従い収入額を算出すること。その結果、支援給付要となった場合には、算出された収入額に基づき支援給付の程度を決定すること。

　要否判定の結果、否となった場合には、同居している者の収入を除き収入の種類ごとに（ア）から（ク）の方法に従い収入額を算出したうえで、要否の再判定を行うこと。その結果、支援給付要となった場合には、算出された収入額に基づき支援給付の程度を決定すること。また、否となった場合で同居している者がいない場合又は同居している者が被保護者である場合には、支援給付を停止又は廃止すること。

　要否の再判定結果、否となった場合で被保護者でない同居している者がいる場合においては同居している者の収入について（ケ）の方法により収入額を算出したうえで要否の再々判定を行うこと。その結果、支援給付要となった場合においては、算出された収入額を基に支援給付の程度を決定すること。また、否となった場合においては支援給付を停止又は廃止すること。

(ｱ)　勤労収入　直近月の収入額。（直近月に賞与を受領した場合はその額を加える。ただしその結果否となる場合は、次の５月までの月数（最大で６か月以内）で除した額を加える。また、既に賞与を分割認定している場合はその額を加える。）

(ｲ)　農業収入及び年間の一時期のみの収穫で収入を得ている場合直近の収入があった月の収入額を１２で除した額（直近月に収入があった場合であって、既に同

様の方法で認定中の額がある場合はその額を加える。）

(ｳ) 農業以外の事業収入　直近月の収入額

(ｴ) 年金収入　直近の受給額を次回の受給月までの月数で除した額

(ｵ) 年金以外の公的給付金等の収入　直近の受給額を次回の受給月までの月数で除した額

(ｶ) 仕送り等の収入　直近月の収入額

(ｷ) 財産収入　直近月の収入額

(ｸ) その他の収入　前年１年分の収入総額（支援給付受給前に受領した額を除く）を１２で除した額

(ｹ) 同居している者の収入　第７の３の（２）のオの(ア)のｂの(ａ)ただし書きを用いた場合に要支援世帯の収入として認定される額

ウ　第７の３各号の規定に基づき、被支援世帯から収入の減少により生活維持が困難であるとの申し出があった場合であって真にやむを得ないと認められるとき、及びその後収入増等の申告があったときの支援給付の要否判定及び程度の決定は、イの要否の再判定、再々判定と同様の方法で行うこと。ただし、同居している者の収入について既にイの（ケ）の方法により算定している世帯については、要否の再判定の規定を適用せず、再々判定の規定に従うこと。

(3) 支援給付の要否判定を行う際に算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

ア　障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額(個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額)と食費等実費負担月額(入所施設利用の場合に限る。補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額)の合計額を上限として算定した１か月あたりの平均負担額

イ　自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額（入院の場合に限る。）を上限とした１か月あたりの平均負担額

(4) 支援給付の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからキまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

ア　居宅介護（イを除く。）

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した１か月あたりの平均介護費用

イ　特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護状態区分に応じた１か月あたりの介護費用

ウ　施設介護

当該者の要介護状態区分に応じた１か月あたりの施設介護費用（食事の提供に要する費用を含む。）

エ　介護予防（オを除く。）

介護予防支援計画に基づき、当該者の要支援状態区分に応じた介護保険の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した１か月あたりの平均介護費用

オ　介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護予防

当該者の要支援状態区分に応じた１か月あたりの介護費用

カ　福祉用具購入及び介護予防福祉用具購入

介護支援給付の対象となる福祉用具であって、当該者の心身の状況から必要となると判断されるものの購入費について、介護保険の居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度額を１２で除して得た額を上限として算定した１か月あたりの費用

キ　介護予防・日常生活支援介護予防ケアマネジメントに基づき、市町村の実施要綱等において定められた介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額を上限として算定した１か月あたりの平均介護費用

⑸ 保護施設等の取扱い

ア　救護施設・更生施設及び宿所提供施設

救護施設、更生施設又は宿所提供施設に入所することを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、その者を被支援者と決定し又は被支援者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を支援給付及び保護施設事務費支出額として決定すること。

イ　救護施設及び更生施設の行う通所事業

救護施設及び更生施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次により行うこと。

⑺ その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合は、その者を被支援者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

⑴ （ア）に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、当分の間、その者を被支援者とみなして、当該月の保護施設事務費の額をもって保

護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

また、上記に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の２倍に相当する額を加えた額以下であるときは、当分の間、その者を被支援者とみなし、最低生活費認定額に保護施設事務費の２倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

ウ　授産施設

授産施設を利用する者の生業支援給付の決定は次により行うこと。

(ｱ) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額と保護施設事務費（家庭授産を利用する場合は、家庭授産の事務費の額）の合算額以下の場合は、その者を被支援者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(ｲ) （ア）に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費（家庭授産を利用する場合であっても施設授産の事務費の額とする。）の２倍に相当する額を加えた額（以下「限度額」という。）以下であるときは、当該世帯の自立助長を考慮してその者を被支援者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

また、現に授産施設を効果的に利用している者については、収入充当額が限度額をこえる場合であっても、当分の間、その者を被支援者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

エ　日常生活支援住居施設

日常生活支援住居施設に入所することを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が日常生活支援委託事務費に満たない場合は、その者を被支援者と決定し又は被支援者とみなして、最低生活費認定額と日常生活支援委託事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を支援給付費及び日常生活支援委託事務費として決定すること。

オ　アからウの場合の保護施設事務費は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定し、支出決定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後３か月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の保護施設事務費は、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割計算により算定すること。

カ　アからウの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため保護施設事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後３か月を経過する日の属

する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

キ　エの場合の日常生活支援委託事務費は、当該月において入所している日数に応じて算定し、支出決定すること。なお、月の中途で入退所する者については、入退所の日を含めた入所日数に応じて算定すること。また、最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため日常生活支援委託事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、月を単位として算定すること。月の中途で入退所する者については、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割り計算により算定すること。

(6) 支援給付支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行うこと。

ア　収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行うこと。

イ　収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、３か月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行うこと。

ウ　農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、原則として１２分の１相当額をもって支給額の算定を行うこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行うこと。

エ　賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行うこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、支援給付支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行うこと。

オ　アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行うこと。

なお、支援給付継続中の者が新たに就労した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこと。

また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(7)　最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、生活保護法第８０条の規定の例により適用すべき場合及び（６）のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき支援給付支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく支援給付支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して次回支給月以後の支援給付支給額決定処分を行えば足りるものであること。）

３　支援給付の開始時期

⑴ 支援給付の開始時期は、急迫支援給付の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要支援状態にあると判定された日とすること。なお、町村長経由の申請の場合には、町村長が申請書を受領した日、また管轄違いの申請があった場合には、最初の支援給付の実施機関が申請を受理した日を、それぞれの申請のあった日として取り扱うこと。

⑵ 同一の者の生活保護から支援給付への移行は月を単位に行うこととする。生活保護を受給している者が新たに特定中国残留邦人等の認定を受けた場合においては、認定を受けた日の属する月の翌月より支援給付の受給資格を有する。

４　支援給付費の再支給

前渡された支援給付金品又は収入として認定された金品（以下「前渡支援給付金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

⑴ 災害のために前渡支援給付金品等を流失し、又は紛失した場合

⑵ 盗難、強奪その他不可抗力により前渡支援給付金品を失った場合

第９　支援給付決定実施上の指導指示及び検診命令

１　支援給付申請時における助言指導

⑴ 要支援者が、支援給付の開始の申請をしたときは、支援給付の受給要件並びに支援給付を受ける権利と支援給付を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行うこと。

⑵ 要支援者が、自らの資産その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要支援者がこれに従わないときは、支援給付の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要支援者が自らの資産等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、支援給付を要しないものとして申請を却下すること。

２　支援給付受給中における指導指示

⑴ 支援給付受給中の者については、随時、１と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて生活保護法第２７条の規定の例による指導指示を行うこと。

ア　資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

イ　第３による資産に関する申告及び第７の１による収入に関する申告を行なわないとき。

ウ　世帯の変動等に関する生活保護法第６１条の規定の例による届出の義務を怠り、このため支援給付の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

エ　主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。

オ　施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

カ　施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。

キ　イからカまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被支援者としての義務を怠っていると認められるとき。

ク　その他、支援給付の目的を達成するため、又は支援給付の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。

⑵ 指導指示を行うにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

⑶ 生活保護法第２７条の規定の例による指導指示は、口頭により直接当該被支援者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被支援者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて生活保護法第６２条の規定の例により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被支援者に対する支援給付の変更、停止又は廃止を行うこと。

３　支援給付停止中における助言指導等

支援給付停止中の被支援者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行う等、所要の措置を講ずること。

４　検診命令

⑴ 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要支援者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。）の技術的助言を求めること。

ア　障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

イ　医療支援給付の決定をしようとする場合に、要支援者の病状に疑いがあるとき。

ウ　現に医療支援給付による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

エ　介護支援給付の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

オ　現に医療支援給付の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。

カ　自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

キ　その他支援給付の決定実施上必要と認められるとき。

⑵ 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行う医師又は歯科医師は、要支援者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行い得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要支援者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

⑶ 検診命令書の発行

（１）により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行うものとすること。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、支援給付の申請が却下され、又は支援給付の変更、停止若しくは廃止されることがある旨伝えること。

⑷ 検診書の検討及び受理

検診を行った医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればそこの検討を行った医師または歯科医師に照会して（１）の各号の疑いを明らかにしたうえ、これを受理すること。

⑸ 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として生活保護法による診療方針及び診療報酬の例によるものとすること。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに４，７２０円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては６，０９０円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

⑹ 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、生活保護法第２８条第５項の規定の例により当該支援給付の開始若しくは変更の申請を却下し、又は支援給付の変更、停止若しくは廃止を行うこと。

第10　その他

１　関係機関調査

支援給付の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

２　課税調査

被支援者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年６月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被支援者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。

３　訪問調査

被支援者の生活状況や必要なニーズを調査のうえ把握し、生活の安定に必要な支援を行うことを目的として、訪問を行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等、訪問することが必要である場合には、世帯の状況に応じ随時に訪問を行うこと。

(1) 申請時等の訪問

支援給付の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査すること。

なお、遠隔地の医療機関や施設等に入院入所している場合又は医療機関や施設等に入院入所等している者が感染症等の予防の観点から実地による調査が制限される場合であって、実地による訪問によらずとも訪問調査の目的を達すると判断されるときは、実地による調査に代えてWeb会議システムを活用することとして差し支えない。

(2) 開始後の家庭訪問（入院入所者の病院等への訪問を含む。）

支援給付開始後の家庭訪問は、少なくとも１年(12か月)に１回以上訪問すること。

なお、遠隔地の医療機関や施設等に入院入所等している場合又は医療機関や施設等に入院入所している者が感染症等の予防の観点から実地による訪問によらずとも訪問調査の目的を達すると判断されるときは、実地による調査に代えてWeb会議システムを活用することとして差し支えない。